

工事請負契約における スライド条項の概要

宮城県

令和4年8月

1 改正のポイント

I 単品スライド

「単品スライド」とは、工事請負契約書第27条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

これまでの運用ルールは、平成26年3月から「手続き簡素化の試行」により、証明書類のとりまとめ・提出を不要とし、実勢単価等の官積算により算出し、請負代金額を変更としてきました。

新たな運用ルールとして、以下のとおりに改正します。

- 1 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 2 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 3 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

受注者は「これまでの運用ルール」か「新たな運用ルール」のどちらかを選択することを可とします。

1 改正のポイント

Ⅱ インフレスライド

「インフレスライド」とは、工事請負契約書第27条6項に基づき、「特別な要因により工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

これまでは「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレ条項）運用マニュアル（暫定版）」をマニュアルとし運用してきましたが、この運用マニュアルを廃止し、新たに「賃金等の変動に対する工事請負契約書第27条第6項（インフレ条項）運用マニュアル（暫定版）」を整備しマニュアルとして運用します。

なお、今回のマニュアルは、これまでのマニュアルの文言等を整理し直したもので、これまでと同様、運用ルールに変更はありません。

Ⅲ 適用年月日

令和4年8月24日

2 工事請負契約書第27条(スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 発注者又は受注者は、工期内で、かつ、請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を越える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体
スライド

単品
スライド

インフレ
スライド

3 スライド条項の適用区分

項 目		全体スライド (契約書第27条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第27条第5項)	インフレスライド (契約書第27条第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事(運用施行日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事(運用施行日時点で継続中の工事及び新規契約工事(注))
請負額 変更 の方法	対 象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

(注) 入札公告の翌日又は指名(随意契約)通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象